學大科法學大國帝都京

叢論濟經

號 六 第

巻三第

行發日一月二十年五正大

社會政策學會第十回大會記金井法學博士在職二十五年 經濟漫錄⑴ …… 經濟雜話(六)…… 座』ノ研究(三)……… |ニ於ケル工場監督機關| |保險更張ノ一方面…… 活資 、発税チ論ズ(三、差) 郷出品ノ粗製濫造(三對スル 說 瀧田高山財神福 作三本神戸 正 雄雞治一治馬乃治雄三 一行郎雄市

研 究

浦

周

五

野々川商人ノ長野郷一日市ノ市神祭ニ於ケルガ如シ。(享藤三年六月七日ノ小幡商人ノ申欣) スル 又商買ニ付有;,古實古法,事候トイヘルモノ即チ是ナリ。 ノ座人等烏帽子素襖ヲ着ケ、松飾ヲナシテ市神ヲ祭ル。然ルニ聯盟以外ノ市ハコ ۲ 商業ノ座ニハ種々ノ因襲的不文律アリ、 シラ、毎年正月十一日開市式ヲ行フノ日ハ座ノ故實ニ依リテ國中 享禄二年六月七日ノ小幡商人ノ申狀ニ、 就中長野郷ノ一日市ハ近江一國ノ親市ト ノ御服、 レニ與 アック得べ、 相物其他 座之次第

生市等に ノ商人ヲ始メトシテ小幡、 ニ立ツヲ許サレザル野々川商人ハ又愛知川、 商人ハ大抵其營業地域ヲ限定セラレタリ。 ハ立タズ、是等 ノ北市ニ立チ得ルハ沓掛、 愛知川、 枝村等ノ商人ニ限ラレタリシナリ。 保内ト小幡トハ保内川ヲ境トシ、 中橋市、 四十九院、 四十九院市、枝村市、 小甲夏、 高宮、 出路市、 愛知川以北 開出、 今村等各地 高宮市、尾 ノ市場

見ユ。 當時地方ノ商人ハ當該市座ノモノヲ除クノ外、座ニ屬スルモノモ、然ラザルモノモ大抵行商本位 商ニテアリ シ テ貨物 是等ノ行商ハコ シナリ。 ト共ニ市場ヲ逐ウテ轉移スル **瀬生郡小脇ノ八日市へ重荷ヲ負ヒヲ往來スル栗太ノ商人ノ事ハ源平盛衰記** レヲ商賣足了トイヘリ。紙荷之衆ト稱スルモ亦足子ノ一タルベシ。永正元年 モノナリシ カ バ、實際ノ商業 ニ從事スル -t: ノハ 此種

テ營業セシムルニハ年貢錢ヲ納ムルヲ要シタリ。 此堺ヲ越エテ警業セシメバ荷物ヲ留置シテ速ニ屆出ヅベ 十二月十三日出羽守ノ書狀ニ保內筏川以南ニ營業ヲ禁ゼラレタル小幡ノ商人ガ足子ヲシテ押シテ (天文二年十月五日下大森商人二石右衞門大夫 シ .ト 1 ~ リ。 而シテ此足子ヲ市場ニ送リ

以下連署狀)弘治三年三月ノ御服年貢注文ハ左ノ如シ。

御服年賞事

二百廿四文 三百五十女 百廿五文 二人 人 破塚郷 **今堀郷** 蛇溝郷

かき一連の代 同二人 今在家鄉

同

五十文

三百五十文

二人ぜいまて

野々宮郷

中野郷より

百五十文舜候八百文上錢 都合一貫二百女 同柿一連 そは今在家より立由 此内三座之手貢に二百文鎏候

弘治三年三月之御服年貢之事

今在家鄉

行案、正文者在蛇溝ト見ユ) 問屋モ亦或程度迄發達シ居レルガ如シ。大永八年七月十日高保書狀(裏端書ニ横關市次郎殿御 ニ、石塔寺ヨリ上鄕ノ商人ハ下村ニ於テ問屋ヲ定メ竇貿ヲナサザ 小今在家鄉

第三卷 (第六號 入四三)

誐

ノ先規ナリシニ、横關市田所ニ於ラ商買セル為メ、保內商人ノ抗議ニ遭ヒ、

横闘村ヨリ其商人

E

アリ

7 柳留 シ テ營業ヲ停止 -12 シ × シ 3 ト見ユ。 然レバ問屋 ノ委托販賣ニ任 セテ直接管業ヲ チ シ得ザル

ヲ留置シタリシモノ、裁判ノ決定ト共ニ解除セラレタルナル 右衞門ノ荷物ヲ返還セリトノ事見ユ。此泉屋ハ今津 九月十七日今津泉屋信貞ノ保內商人中ニ宛テタル書狀ニ、八月二十四日訴訟決定セルヲ以ヲ新 ノ問屋 ~: シテ、 シ。 訴訟ノ為メ一時委托中ノ荷物

問屋ノ存在セルヲ見ルベシ。 天文二十二年四月十一日佐々木氏氏奉行ノ奉書ハ紙問九宿中ニ宛テタレ ٧٢ • 紙商モ亦問丸郎チ

1 先々可當申候) 錢ヲ敷年滯納セシヲ以テ取引ヲ停止スルモ、 惣中ヨリ松村七郎右衞門尉(家좟)ニ宛テタル書狀ニ山副掃部介及ヒ關三郎五郎ノ両人ノ玆 ~ "。 △攭宿年賞錢三百文ニラ請賃E、(カケルトイフ)若シ滯納セバ何時ナリトモ召上ゲラルベ 保内へ五日市建部上下莊傳ノ市場ニ立ツラ艫ノ販賣ヲナセリ。天文二十一年二月二十一日今堀 所謂連宿ハ連 トイヒ、 ノ問屋タルナリ。 同日松村七郎右衞門尉(家次)同孫七郎(家行)ノ今堀楤中ニ宛テタル請狀 貴所ハ嘗ノ如クスベシ (貴所之儀ハ無別儀侯之問如 宿生 シ

保護ヲ受ケテ然リシナラン。是ヨリ先キ應永三十四年十二月十一日ノ源員定ノ書狀ニ愛知川南宿 文十八年十二月十一日佐 **營業ヲ妨グザル** 然ルニ當時ニアリラモ何等制限ナク拘束ナキ一種ノ自由市場アリ、 =7 ŀ ヲ載セタリ。 々木氏奉行ノ下知狀ニ、石寺新市ハ樂市タルヲ以テ、枝村本座 石寺ハ蒲生郡ニシテ觀音寺城ノ麓ニアリ。 7 レラ樂市樂座トイフ。 故三六角氏ノ特別 ノ座人以 天

所謂樂座ナリ。伊勢桑名ノ如キハ樂津トイヒテ何レノ國ノ人モ來リラ寶買ヲナスヲ得タリシナリ。 領内五日市ガ往古ヨリ座ナギヲ以テ保内癩商人ノ任意ニ豕ツテ毊業スルヲ妨ゲズトAヘル 郎

<u>, i</u>

徴收 **死除セラレ、(文鑑元年十月五日九里員秀書狀)美濃紙本座** 國ノ專賣權ヲ與ヘラレタリ。故ニ座衆ニアラザルモノニシテ同一 ツラ罪科ニ處スベキヲ令セシガ如シ。(大永三年八月五日佐々木氏奉行下知狀 (荷留トイフ)等相當ノ制裁ヲ死レズ。守護ガ寳慈院領美濃紙本座宿中ニ隱レラ營業セルモ 寬正四年橫關 スルコトヲ得、(弘治三年三月沒收年貢注文)彼等ニシテ私ニ商業ヲ譬ムニ於ラハ貨物 ハー定ノ商品ニ對スル營業ノ特權ヲ有ス。 就中、 本座 ハ他ノ市場ニ赴クニ ノ如キハ其座衆ニ對シテ美濃、 ノ鸄紫ヲナスモ 商品 ` ≆ ノヨリ年貢銭ヲ リ同寺 ノ關津料 近江二 ジノ没收 向

認メラレ 當時守護ニ於テ審理 中堂ニ於ラ對決ヲナシタルニ、双方共ニ座ノ存在ヲ認メラレ、 - 横關 保内ノ商人等ニ先規ヲ守リテ營業スベシトノ衆議ヲ傳ヘシコトアリ。 |者也トノ判決ヲ與ヘラル。 - 復御服 御服座在々所々市町商買事、如,先々,不」可」有,相違,、若達亂族在」之者、一段可」處,罪 ||座ヲ爭 ト保内ト互ニ御服座ヲ爭ヒ、其共ニ延暦寺(山門)ノ管下ニ屬スル 一ノ結果、 ا ا 島郷ノ市ニ於ケル保内ノ商品ハ横關ノ爲メニ差押ヘラレ 同年八月十日保内へ院宣ヲ始メ證據書類ヲ有シ、 **=** ニ據レバ、御服ノ本座タル保内ハ亦他地方ノ市町ニ於ラ營業 同年閏六月三日根本中堂ノ閇籠衆 然ルニ其後文龜二年保內 其主張理由アリト **≥**⁄ **=** ኑ ・ ア リ 。

研 説 歴ノ研究(二)

(第六號 八四五) 六五

第三卷

ヲナスノ自由ヲ得タリシナリ。

八日市座沙汰用途ノ請取アリ、沙汰用途ハ卽テ訴訟費用ニシテ是等モ商人ノ義務ニ屬 回津料ヲ出ダサ (犬上郡 市場)平方(坂田郡)ノ市奉行ヨリ得珍保 ĤĮ 村ヨリスル行商人ニ向ツテ津料ヲ課スルアリ、 シメシ モノノ如シ。 應安七年六月二日、 ノ擅商人ニ向ラ其販賣ヲ許スト共ニ、 五日ノ両回ニ 一預及ビ二預 貞和元年三月二十日長野(愛知郡)甲良 舊 ヨリ出ダセ ノ如ク毎年二 セ y_o

正 |元年十二月十三日出羽守下知狀 保内ノ北ニ當レル **ヶ行商スルニ於テハ保内商人ハ其商品(荷物)ヲ留置シテ守護ニ屆出ヅルヲ得タリシガ如** 町 柎 ノ間ニハ又オノヅカラ其營業地域ノ限定行ハレ、互ニ相侵 神崎郡小幡三郷ノ商人ガ保内筏川以南ニ營業スルヲ禁ゼラレ、 サザル ヲ期 若シ此堺ヲ越 Ł ر ار シ。(永 例 -t-

歎願 セ 十年ヲ時效トスルハ「公方大法」ナリ。況ンヤ三十餘年ヲ經過セルニ於テヲヤ。去年三月比保内ノ 人ハ往年御服方代官タル三井西、栗田両人ニ依リテ保内川(現ニ今堀村ニ流ル)ヲ營業地域ノ境堺 代官杉江西郡ノ裁定ヲ經ヲ定規ニ任セ營業スベキ下知狀ヲ與ヘラレタリ。 商人堺ヲ越 ト定メラレ ルベシ。 小幡ヶ保内ト 同年七月四日小幡商人ノ申狀ニ據ツラ彼等ノ主張ヲ窺フニ、彼等ハ曰ク、 タリ。) 工愛知川二於ラ營業セシカバ、 ノ間ニ行ハレタル應永三十三年營業地域ノ爭ハ是等ノ爭ノ中最モ代表的ノモ 特 此事タル双方共ニ支證ナシト雖ドモ、三十餘年來還行シラ違フコトナシ。凡ソニ *=*. レヲ返付セリ。然ルニ保内ハ更ニ新儀ヲ企ラシヲ以ラ、慣例ニ依リ又御服 小幡ハ其商品ヲ抑留セシニ、保内ヨリ調停者ヲ介シラ 保内ムコレニ服 小幡保内ノ商 ヤス保 ノナ

保內 內川 糺 認 依 ヲ差押ヘラルベキヲ約セシモノアリ、 八日平六外一名ノ請文アリ 乜 連 ザ メズト雖ド :リテ近江國中ノ商業地域ヲ制限セラルル理由ナシトラコレヲ反駁セリ。 ŀ . Ł 斯クラ保内ト小幡トノ鸄業地域(商賣立場)ニ關シ守護ノ健節ノ前ニ對決スルコトト ル故ナ ノ主張 署狀ア ル為メ自後伊勢國ノ營業ヲ禁ゼラレ 自白セ 3 訴訟ノ結果近江ノ勝訴ニ歸セシ後小幡商人ニ配當セラレタル百五十餘貫交ノ訴訟費用ヲ納附 ŋ ٠, y, リト辩ジ、 ノ誤レルヲ一々指摘シテ延暦寺ニ訴フル 里餘北 モ ŀ 稱 コハ文應元年三月十五日ノ小幡商人ノ連署狀ニ伊勢ノ商人ト近江ノ商人ト争ヲ生 彼等ガ日野市ニ立タザ シラ延暦寺ヲ敷キ不法 ノ愛知川ヲ保內川以南ナリト **又鈴鹿山ニ立タザル** テ小幡 ノ商人ガ保內以南ニ立ツニ於ラハ先例ニ任セラ人ト 亦此同時ノモノラシキモ、 'n タルヲ指スナリ。 ノ新儀ヲ企テシガ、 ハ 伊勢國トノ訴訟費用沙汰用途ヲ支辨セザリシガ為 理由ハ其保内川以南ノ地タルガ為メニ堺ヲ守リ先規ヲ 誣ヒ又保内川以南ニ小幡ノ商人立ツベ トコロアリ。 M 小幡モ亦古來日吉大宮神人 カ ÷ 思フェ後世ノ僞作ナルベ 其中小幡商人ノ連署狀 J レガ為メニ彼等ハ保内商 (別ニ文永二年十一月 ナリ 貨物上鞍 ナ カ **=** ラ リトテ シ。) スト 使節 ナ ヲ

訊

商 幡 シ

人ヲ逆待スル

ガ

如

ŧ

ナ <u>--</u>

き様 於テ

商人ヲ戒餝

-b

ン

=

ŀ ラ リプ

> 9 +

/リキ。

シ

テ 尙

ホ

ヲ 妨

2 3 ŀ מנ

三向

ツァ裁決ヲ仰グ

ベ

-E

保内モ亦勝ニ

乘ジテ小幡

テ其意ヲ使節ニ致サシメ、保内ノ両沙汰人ニ向ツテハ保内商人ハ舊ノ如ク商業ヲ營ムベク、小

ラカナルヲ以テ、應永三十四年十二月二十三日保內方タル延曆寺學頭代ハ寺官ヲ

(原文小幡扶佐之方ニ作ル) 言ヲ左右ニ

シテ至ラズ、不法

ノ訴

及ビシコ り其出廷ヲ

ŀ

通知 眀

-논

シモ、

小幡方

八四七) 六七

(第六號

ヲ强取 ヲ務メタリ。 有 内商人ガ今津九里半街道ヲ通行スルコトニ向ツテ抗議セシカバ、守護ニ於テ糺明ノ結果、從來滯 歎願ヲ以テン、一タビ其目的ヲ達スレバ卽チ贈遺ヲナシ其經費ハ彼等ノ間ニ分擔スルヲ例 ナラシメ 九里貞秀書狀)是ナリ。 り鹽荷駄別銭ヲ張取セルガ如キ、(交明五年三月十五日貞隆書狀) 又文鶴二年高島郡 南市 庭 ガ 保内商人 「鹽商人ナラシ)ノ若狭ニ赴クヲ遮リ、先例ヲ無視シテ其貨物ヲ差押へタルガ如キ、(文亀三年九月二日 商人、朝廷・幕府・守護・其他 タリシガ、 中世ニ於テハ諸國水陸到ル處ニ關津アリ、行人ヲ誰何シ、貨物ヲ抑留シテ張制的ニ關津料ヲ徴收 ナク通行シ來リシ確證ヲ認メシヲ以ヲ、同年七月三日佐々木氏家臣ノ奉書ヲ以テ往復故 享觨二年小幡薩摩(愛知郡)八阪(犬上郡)田中鄕 (東淺井郡) 及ビ南市場 (高島郡) ノ五箇ヨリ保 シ タレ æ ラル ラ バ、往々處トシラ是等ノ障礙物 特ニ戦國時代ニハ領地ノ關係益復雑ヲ極メ、大小ノ領主犬牙錯綜シテ各或地域ヲ占 サレド往々關津ノ為メニ不法ナル壓迫ニ會ウラ貨物ヲ抑留セラレ、若シクハ關津 Ø ıν 7 y_o . **.** . 故二此クノ如キ場合ニハ彼等ハ聯合シラ其解除ヲ求メンガ爲メ愁訴ニ次グニ 然ルニ五箇ノ商人ハ此處分ニ服セス、更ニ若狹國小濱ノ代官ト結託シラ保內 7 ルヲ冤レズ。 ノ領主等 例セパ文明五年蒲生郡大塚ガ守護ノ命ニ背イラ保内鹽商 ノ横ハラザルハナク、交通ノ不便殆ド言語 ニ請ウテ關津料免除ノ過所ヲ得、 其誅求ヲ死レ 二絶セ ッ。 ンコ シノ如ク

商人ノ出入ヲ妨ゲタリ。

五饀ノ商人ニ課セリ。九里半街道ニツィラハ古來敷回重大ナル訴訟ヲ生ゼシガコ

守護コレヲ以ヲ「言語道斷次第」ナリトシ同年十一月十日、

五萬圧ノ過料

レニ關スル

粒

費(樟錢、 ŀ ラ今津九里半街道ガ主ト 3 雖ドモ、 脅ラ關 リ小濱ニ越ユベキ道路 與セザリ 禮物或商買仁付候て出錢禮物等)ハ南北五箇南市庭ノ商人ニ分擔セシメシモ野々川商 近江國海津 シナリ。 ∍ リ越前國敦賀ニ往來スベキ道路ニ當リテ七里半越ノ名アル シテ小濱ト ハ其距離ノ上ヨリ江戸時代迄九里半街道ト呼バレ居タリシナリ。 (享藤二年ノモノト認ムベキ小幡其他五箇商人ヨリノ申狀)コ ・ノ通商 ニ利用セラレタリシヲ知ルナリ。 此名稱今ハ傳ハ が如ク、 ラズ 依

永祿元年此九里半街道 プ通行 三關 シテ小幡及ビ髙島南市、 同南五箇、 今津 ラ馬借、 同 兆 Ŧi. 笸

若シク 内ト雖ドモ、其子孫ノミ此通行ヲ得、 크 ト 商 テ肵在ニ散在スルモ 人上野々川商 其隠レ 、人山門 ナキニ ノ下知狀ヲ以ラ商業ヲ營ミ 人トノ間ニ争ヲ生ジタリ 拘ラズ、 ノモ由緒ノ如何ニ依ル、 野々川衆 ノ 由緒ナキモノハ通行セズ、五箇所屬 此道ヲ經ヲ若狹ニ通商セント シモ シガ、前者ノ主張ニ據レバ、彼等ニ於テ此道ヲ通 然ルニ野々川衆 シア y シ æ 今ハ然ラズトラ、 ハ何等ノ證據ヲ帯スル ・スルハ 新儀ナリ、 ノ行商人即チ足子トシ 暗 野 々川 ヤ、昔ハ院宣 五箇ノ聯盟 ノ有 過スル

= v 要 セル 經費 (樽錢、 禮物、 出錢膛 物 九里半路ニ Æ スベラ南北五箇、 南市ノ商人ニ於テ負擔シ、

ツイ

テ

ハ 古來數回重大 ナ

ル訴訟ヲ提起

是等ノ

書類ノ證トナスニ足ラザルヲ賜破シ。

野々川 商人ハ 閧 アタタ ラザ リシヲ指摘 to Ÿ,

許ヲ得タ 石塔ハ野々川・小幡・沓掛ヲ四本ト 次 伊勢路 y ノ通 薩摩·八坂·田中江等 行ニツイラハ永禄元年小幡、野々川間ニ爭ヲ生ジタリシ時ノ一 號シ、 ノ商人ハ 八風・千草越ノ面道ニ依リテ伊勢ニ赴キ 3 レ ヲ得ザリ シ ナ ý, 件書類 商業ヲ營ムノ特 據

孟 說

八四九) 六九

(第六號

靗 座ノ研究(二) (第六號 八五() 七〇

ク툞ヲ仕入ニ來ルコトニ向ツテ抗議スルトコロアリシカバ、良秀ハコレヲ諒トシ、 左衞門ニ宛テタル ルモ 交通 (所謂四本即チ四所 ノハ從前 イ不 こ 國 ノ如ク通行セシメ、魚ノ如キモ、已ムヲ得ザル場合ハ 書狀ニ據レ ヲ異ニスル ノ市場ナルベ バ、新左衞門ハ小濱ノ奉行ナリシカト思バルルガ、 ニ依リテ一層太甚シキ シ)ニ限リテハ通商ヲ許スコト Æ ノアリ。 弘治二年三月十九日良秀 同意 コ レ セ ヲ齎スヲ妨ゲス、 シメ、 良秀 近江ョ 良秀家中 ラ折紙 リ際限 ノ藤 唯良 ノモ ヲ帯 Ш

テハ勢に他ノ特權ヲ有スルモノヨリ、買取ルノ外ナシ。享藤二年ノモノト認メラル 當時道路獨占ノ關係上、 問屋 ノ所在地ニ赴イテ商品ヲ仕人ルルコトヲ拒絕セラル jν ル Æ 小幡其他五 ノニ 7 ŋ

秀ノ家臣ニモアラズ、又其折紙モナクシテ往來スルヲ禁ゼシメタリ。

幡 次ニハ枝村ノ紙商人(紙荷之衆)ガ伊勢路ヲ通行スルニ對シテ保内商人ノ抗議ナリ。 薩摩 ノ商人ヨリ相物ヲ買取リテ市場ニ賣リ來リシモ、愛知川以北ニハ赴カザルヲ例ト 両者ノ爭ハ セリロ

箇

ノ商人

申狀ニ據レバ、野々川

ノ商人ハ若狹(小濱ヲ斥スナルベシ)ニ赴クコ

ト能

ザル

/ 爲メ小

永禄元年 其中 ナルベ り繼續スル係爭ナリシガ如ク、彼等ハ互ニ證據書類ヲ提出シラ守護ノ裁決ヲ仰ギタリ。 四月二十日南叉左衞門尉元滿ノ保內商人物分ニ宛ラタル書狀ニハ枝村紙

く

荷物ヲ抑留 ラレ シ時六個所ノ關役人 ノ調停ヲ請ヒ荷物返還ノ目的ヲ達セ シコト ヲ擧ゲタリ。

人ガ伊勢路ニ通行セルコトナキ證明トシテ、先年枝村ノ紙商人ガゆつりほうニ於ラ保内ノ爲メニ

國ヲ禁ジ、コレヲ犯スモノハ見當リ次第、何時タリトモ沒收スルヲ例トシタリシガ、保内商人ハ三 伊勢ハ古來近江ョ り腕絡・伊勢布・紙・木綿・土物・艫・綰物・油草・若布・鳥類・魚類・海苔・荒布ノス

重郡 交付シ伊勢ニ入リテ保內紙ヲ竇買スルノ特許ヲ得ツツアリシナリ。(永祿元年十1月十七日保内商人申狀) 一十日ニ二貫文都合四貫文ヲ坂井ニ交付シ、 - ノ後藤氏ニ對シテ年二回公用錢ヲ納メシ外、員辨郡役トシラ三月二十日ニ二貫文及ビ十二月 朝明郡役トシテ三月二十日三百二十文ヲ杉谷常心ニ

年二月十九日山門本院東谷衆議引付 方ニ向ツァ其處分ノ停止ヲ迫リ、若シ肯カザレバ大訴ニ及ブベキヲ以テコレ 保ガ日吉十禪師彼岸料所山上講演用脚タル關係ヨリ此處分ノ祈禱ノ妨トナランコトヲ憂へ、 於テモ伊勢國商人ノ貨物ヲ沒收シテコレ 長藤二年ノ事ナリキ、得珍保ノ商人伊勢ニ赴キシニ、大泉ノ住民故ナク其商品ヲ掠奪シ、 然ルニ蒲生方ハ保内人民ヲ闕所ニ處セントスルノ説アリ、山門本院東谷ノ集會ニ於ラハ得珍 ニ報イシカバ、伊勢國ハ前ノ商品ヲ返シテ事濟ト ヲ脅力セリ。 (長)派二 近江 ・ナレ

途 村 致シ、二十日ヲ限リラ伊勢道ヲ借リタリトイフモ、ソハ虛偽ナリ。斯ル事件ノ發生セル場合ハ枝 保内側ョリハ美濃稻延山ノ敵襲ヲ受ケテ美濃街道ノ往來ヲ絕ツニ當リテ枝村商人両名保内ニ書ヲ **桑名ハ十樂津ニシラ美濃ノ商人ノ問屋三戸アレバ枝村ノ商人ハソレニ赴キラ紙ヲ買取ルヲ例** イナキナリ。 モ、美濃ノ商人ノ齎ラセル紙少クシテ枝村商人ノ需用ヲ充タスニ足ラザルカ若シクハ美濃商人 ノ古法トシテ衆議ヲ經、連署ヲ以テ履行スベキニ、 - 遮ラレ 然ルニ永禄元年美濃紙ノ本座タル枝村ハ伊勢路ノ往來ニツイテ保内ト爭ヲ生ゼリ。枝村 テ桑名ニ豕ラザ 若シ美濃ノ亂ニ遭ウラ本街道塞ルニ於ラハ越前温見越ヲ取ルカ、 ルコトアル場合ハ桑名ニ買置ケル紙ヲ買取リテ歸國スル 郷内ノ故老モ全ク此事 アリ 然ラズンバ伊勢桑 ア例 ヲ記憶スル ŀ 二日 Ł y o

訊

座ノ研究(1)

(第六號 八五二) 七一

名。尾張大島・美濃土岐・近江小谷・小島口等荷クモ紙ヲ出ストコ ガ新ニ紙商ヲナスヲ主張シ、 剩へ枝村商人ノ營業ヲ妨害スルハ其意ヲ得スト、(永蘇元年九月二十六日 ロニ赴キラ買取ルコト ナルヲ保內

內ノ專賣タル紙ヲ盗買スルヲ艦ルノミ。(水職元年十二月一日保内商人申狀)保内ヨリ古來紙 検村惣中申战)コレニ對シテ保内ハ枝村商人ガ桑名ニ問屋ヲ有シテ商品ヲ取扱フハ妨ナキモ、專ラ保 愛知川・枝村・沓懸・横協・東川・日野牧・田中井・篠原・守山・永原・高島・坂本・甲賀・伊賀 ニシラ、 ノ・卸賣ヲナス

枝村、亦其中ニアリト主張セリ。(永縣六年十二月十一日保内商人申狀)

シラ理由ナシトナシ、自後紙商人ノ伊勢路ヲ通行スル 永禄三年九月十六日守護パコレニ向ツテ裁決ヲ與ヘタリ。 æ ノアル場合ハ從來ノ如ク荷物ヲ差押フ = ν ニ據レバ、 枝村ノ主張ハ「新儀」

ペシトイヘリ。(永蘇三年九月十六日守護下知狀)

更ニ守護ニ移牒シテ路次ノ煩ナク國中ヲ往復セシメンコトヲ令セ ノ已ムヲ得ザルニ至リシカバ、應仁三年其本所タル寳慈院雑掌ヨリ 其他美濃國大矢田紙荷商人ノ上洛ニ當り途上近江ノ諸國ニ於ラ通行ヲ妨グラレ、 y_o **-**レヲ幕府ニ訴へ、 營業ヲ 幕府 中止 ス

商 人ノ交通解除 ノ目的 達 スル 二八平和 ノ手段ニ依ルベ キコト 勿論 ナガラ、 肺ト シテハ

暴力

島郡ヨリ越前國敦賀津ニ出ヅルト 訴へシコ ŀ モナキ <u>-</u> アラザ リキ。 ĭ 永正九年 - 南北五箇ガ上坂宗左衞門尉 ロノ追分ニ 新闘ヲ立 ラシヲ 火ヲ放ツラコレヲ燒キシガ如キ 桂田鰯七郎 ノ近江高

ノ閇塞ニ對シテ商人が如何ニ損害ヲ被リツヽア リシカハ 次ノ文書コ レヲ 置シテ餘リア

是ナリ。

條 Ŕ 南北五个出錢之事

ケ南市致,,支配, 倭、 更自餘族不」存事、

大裏為,,御料所, 昔朽木殷ョり法坂江新關 雕塑立候力 高人衆歎申御弃破侯、

御樽御禮物等南北五

能州ョリ法坂上新關を雄,御立侯(歎申御弃破侯、 御樽御禮物支配同前之事、

大襄為,御料所,粟屋殿大杉に新關を被」立侯、朽木殿御内人飯田新兵衞尉馳走侯て奔破侯、御

樽御禮物支配同前之事、

横山殿より法坂七新閼を被」立侯、 同歎申御弃破侯、 御樑御禮物支配同前之事、

去明應七年 仁越中殿より田子新兵衞為,|御代官,|法坂 仁新關を御立侯、然處田子野州馳走倭て

御弃破侯、 御樽御禮物支配同前之事、

去永正九年七上坂宗左衞門尉桂田彌七郎爲;而人,於,追分,新關を被¸立侯、及;武篇 放火仕僕、其後饗庭大炊助口入侯て馬太刀幷方々の禮物三十六貫にて相果新關を弃破侯、 |關屋を 支

配同前之事、 (中略)

上

六月七日

叙

座ノ研究(二)

常時社會ノ秩序紊亂シ戦亂屢起リテ生命財産ノ危險サへ頻發セシ程ナレバ、商業ノ保障ヲ求ム

三

第三卷

(第六號 八五三)

相當ノ効力ヲ有シ、保內諸商八ノ如キハ前揭保元二年十一月十一日ノ院宣等ヲ帶シラ鬢業ノ安全 w ノ困難 山門ノ下知狀等ノ効力薄キコトヲ説ケルモ、ソハ商慣習ヲ無視セル場合ニシテ、 ナッ 院宣等ヲ申下シテ其保障トナセリ。 ŀ 言フ迄モアラズ。 営業者ノ苦心ハ蓋シ意想ノ外ニアリシナラン。 前ニ引キシ小幡及ビ五個ヨリノ申狀ニ院宣若シク 般ニハ 是二於ラ彼 尙

ヲ保チ居タリシナリ。(享職二年七月三日佐々木奉行下知狀)

盟ノ或ル セル 保障ヲ與ヘシモノアル 商人ノ今津九里半街道通行ヲ妨グントスル小幡・薩摩・八坂・田中鄕・南市庭商人ノ聯合トコ 和元年三月二十日附ノ長野・甲良・平方三市奉行ガ連署シラ津料ヲ出セル得珍保 此ニ特ニ注意スベキハ當時自衞上、市相互ノ聯盟ガ或程度迄成立シ居タリシコトコレナリ。真 モアルニ拘ラズ、聯盟セルモノニシテ、五箇ニ對シラ四本ノ總稱ヲサへ有スルヲ見ル。 石塔・野々川・小幡・沓掛ノ聯合コレナリ。是等ノ五市ハ前ノ三市ノソレ 特殊ノ目的(例へバ保内商人ノ排斥トイフガ如キ)ニツキラセルヤ將タ一 ヲ決スベ キ材料ニ乏シト雖ドモ前後ノ場合ヲ對照シテ、 ハ三市ソ聯合ト看做スベキモノナリ。 而シテ特ニ著シキ實例ハ聯盟以外 必ズシ モ一時或目的 ト同ジク、那ヲ異 ノ섪商人ニ營業 般的 ノ為 ノモ V ノナ 此聯 'n

永三十三年七月四日申狀)保内ェ亦日吉十禪師彼岸料所山上뿪演用脚トシテ山門ノ配下ニ屬シ、 ノ商人ハ亦山門ヤ日吉山王ノ保護ノ上ニ營業ノ安全ヲ圖レリ。 領主ノ保護ヲ受ケタリ。然ルニ近江ハ殆ンド山門ノ勢圞内ニアリタレ 小幡商 人ハ日吉大宮神人タリ。(應 此地

モノト

ノミハ解スベカラザル

二似タリ。

年閏二月二日清忠奉書) 支證ヲ提出セシメ其勝ヲ認メシモ、他ハ其態度鮮明ヲ缺キ、 同情ヲ得タリシガ如ク、 門衆議狀) ノ爭ガ圧田ノ商人ノ不法ニ依ルコトナルヌ以テ下二鄕ハコレニ同心シ扶持セストノ起請文ヲ保内 抑留セリ。 ラノ彼等ガ若シ山上(延暦寺)ノ扶助ヲ受クルコト能ハザルニ於テハミヅカラ神役ニ服 ハリシカバ、保内ノ名主百姓ハ東谷ノ均シク光聚院ノ會議ニ列シテ保内ノ主張ヲ認メンコ ノ頃ハ両沙汰人アリテ、延暦寺學頭代 即チ應永三十三年七月四日、彼等ハ延曆寺ノ保内商八ヲ庇護スルニ對シラ日吉大宮神八ト ルアリ、 (應水三十三年ト党シキオー月ナ九日ノ名主百姓ノ申狀) 保内ハ延暦 寺ノ命ト 稱シテ小幡ノ商品ヲ途 應永三十五年保内ト小幡トノ爭ニ於テ保內ハ延曆寺ノ庇護ヲ受ケントシ先ヅ無動寺 而シテ應永三十三年十二月十一日ニハ小 延暦寺ハ遂ニ守護ト兵ヲ合セラ圧田商人ヲ伐タントスルニ至レリ。 コレニ對シテ小幡商人ノ對抗手段ハ自衞上最後ノ手段ニ訴ヘントスル 無動寺側へ屢光聚院ニ會議ノ結果草津代官理性房保内ノ百姓ヲ召換シテ ノ指揮ヲ受ケタリ。 幡三郷中・下二郷ノ商人等、 殊ニ東谷ハコレヲ拋栗セリト (應永三十四年十二月二十三日山 保内ト 應永三十五 スルコ ٦Js ノ説

公事物ヲ滞納セルヨリ、 最モ力メタリ 遭フ購ハ其救濟ヲ求ムル 又山門以外ノ寺院ニ對シラモ其公用トシテ公事錢ヲ納メ諸公事免除ノ特典ヲ蒙リ、 シナリ。 應仁三年寳慈院ノ公事料所タル美濃國大矢田郷上洛紙荷商人ガ去々年以來 調査ノ結果、前記ノ如ク近江國ニ於ラ交通ヲ遮斷セラレ、營業不能ニ路 コトヲ例トス。 而シラ寺院其者モ自家ノ財源ヲ培養スル ノ必要 他 ア妨害 - リ斡旋

ヲ止メテ神人タルコトヲモ辭シ兼ネマジキ態度ヲ示セリ。

説 座ノ研究(二)

(第六號 八五五)

-Ł

詥

七六

第三卷

(第六號

八五六)

ŋ シ為 メ ナ ŋ Ի 知 レ シ -カ バ 寳慈院雜掌ハ幕府ニ訴へ將軍 ノ 御 教書ヲ近江國守護佐々木四郎ニ 與

其他營業ニツイテ市ノ保障ヲ得ルコトアリ。貞和元年三月二十日得珍保鹽商人ガ長野・甲핂・平 **ラ商人往復ノ妨ナク寳慈院ニ對スル義務ヲ完了セシメン** = ŀ ヲ諸關ニ達セシメタリ シヲ見ル。

由 水市ト 市ト ノ間 二ハ訴訟紛議ノ發生シ易キ狀態ニアリタルガ、當時其解決方法トシテハ應永

方三市場

ノ市奉行

ヨリ營業ノ保障ヲ得タリ

シガ

妲

シ。

三十三年七月四日ノ小幡住人ノ申狀ニ、 Æ 々故實也ト見ユ。 ノナリ。 所謂御服代官ニ三井西·栗田·杉江·西郷アリ。 = 御服營業ニ關スル紛議 商人中相論在之時者於御服御代官方對決居仕候事者、 = ツキテ御服代官ノ裁定ヲ仰グ 何レ Æ 山門ノ代官ナラン。而 ノ慣例 ナ y シテ原被両 ・シヲ示 先 ス

造ハ合意上、 り。此場合若シ故ナクシテ出廷セザレ 其他市ヨリ守護ニ救濟ヲ求メシ場合ニハ守護ノ使節ノ前ニ於ラ 原被両造ノ 日ヲ定メヲ代官ニ至リ對決ヲナセルナリ。 バ非ハ召喚不應ニアリト シテ他 ノ勝訴ニ歸セ 数決ヲ シメラレタリ。 ナ ス =7 ۴ ァ

、座』ノ研究(一)正誤

永△永△ 祿△祿 元△ 年△ 享°享。 祗。 本。 年°

正

大八

四 衍

頁

ᇤ